

(別紙)

## 申請手続きについて

随時、申請の受付・審査を行い、助成金を交付します。

助成金の申請手続きについてご不明な点は本会までお問い合わせください。

### ●申請の流れについて

#### (1) 団体登録ならびに交付申請

申請にあたっては原則として事前に団体登録が必要となりますが、今回の申請では団体登録と申請を同時に行います。

##### \* 提出書類

##### ① 団体登録申請書 (実施要領・[登録申請書第1号様式](#))

##### ◆ 添付書類:

1. 規約
2. 役員名簿
3. 団体としての活動内容がわかるもの (団体紹介のチラシ、直近の事業報告書 等)

※ 3. については新規に設立された団体は提出不要。

##### ② 助成金交付申請書 (要綱・[別記様式第1号](#))

##### ③ 実施予算書 (要綱・[別記様式第2号](#))

#### (2) 交付決定

上記書類を提出いただいた後、審査の上、交付決定された場合には本会より助成金を指定の口座へ送金します。

#### (3) 事業報告

事業完了後(助成事業の中止を受けた場合を含む。) 3カ月以内に、下記報告書の提出をお願いいたします。

##### \* 提出書類

##### ① 事業実績報告書 (要綱・[別記様式第4号](#))

##### ② 精算報告書 (要綱・[別記様式第5号](#))

◆ 添付書類: ボランティア活動証明書の写し、参加者名簿、領収書の写し、その他活動内容がわかる資料等 (例: 活動写真、チラシ、実施要項等)

#### (4) 助成金の確定

報告書の提出を受け、助成事業の内容が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであると認めるときは、助成金の額を確定し申請者へ確定通知書を送付します。

### ●その他・諸注意等

- ・ 交付決定時の内容もしくは付した条件に違反した場合や助成金を他の目的に使用した場合、余剰金が発生した場合等により助成金の確定額と交付決定額に差が生じたときは、その額を返還していただきます。

- ・活動に際し必要なものはお住まいの地域で購入してください。現地では装備品や資機材を調達することが困難な状況です。被災地のホームページで必要なもの等が示されることも考えられますので、活動をする際には、被災地の災害ボランティアセンター、社会福祉協議会のホームページ等を確認し、現地での状況を踏まえ情報を収集した上で活動してください。
- ・宿泊場所、移動手段、食事等を事前に確保してください。被災地のボランティアセンターでは、食事・宿泊場所等は用意されません。水、食料、その他身の回りのものについてもボランティア自身が事前に用意し、携行のうえ被災地でのボランティア活動を開始してください。
- ・活動にあたっては、出発地の市町村社会福祉協議会においてボランティア活動保険の加入手続きを行い、被災地に負担をかけないよう配慮しましょう。

### ●問い合わせ・申込先

社会福祉法人群馬県社会福祉協議会 ぐんまボランティア・市民活動支援センター

住 所：〒371-8525 前橋市新前橋町13-12

連絡先：TEL：027-255-6111 / FAX：027-255-6173

E-MAIL：[vc@g-shakyo.or.jp](mailto:vc@g-shakyo.or.jp)

受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00（休館日：土・日曜日、祝日）